

韓国の外国人労働者政策の展開とその背景

春木 育美

キーワード：韓国、外国人労働者、雇用許可制 South-Korea, Foreign Worker, Employment Permit System

1. はじめに

韓国では、短期在留、長期在留、不法在留などを含む国内在留外国人数は110万人(2009年5月1日現在)に達しており、韓国内の外国人の比率は、住民登録人口4959万人の2%を超えている。韓国行政安全部の資料によれば、外国人居住者は、1990年時点では4万人にすぎなかったが、1999年には20万人に、2009年には110万人へと短期間で急激な増加率をみせている。

韓国で国内在留外国人数が大幅に拡大した要因は、2000年以降、外国人労働者政策が大きく転換したことにある。韓国の外国人労働者政策の変遷をみると、当初は日本と類似した産業研修生制度を導入したが、その後さまざまな問題が露呈したため、それらの問題に対処すべく外国人労働者を正式に受け入れる「雇用許可制」を新たに導入したという経緯がある。日本の外国人研修・技能実習制度がさまざまな問題点を指摘されながら現存しているとは対照的である。外国人労働者問題に関して、日本と韓国は共通する課題に直面している一方、その対応策には相違点がみられる。本稿の目的は、韓国においてなぜ日本と異なる外国人労働者政策を打ち出すようになったのか、その背景を考察することにある。

日本では韓国の外国人労働者政策に関する研究は乏しく、その大半は、外国人政策の一部として部分的に言及されているか、「雇用許可制」など、外国人労働者の受け入れに関する制度の内容紹介および運用実態の分析に留まっている(例えば、宣元錫2002; 呉学殊2007; 白井2007; 金東勲2008; 宣元錫2009, 2010; 佐野2010など)。

韓国では、外国人労働者政策研究の第一人者であるソル・ドンファンが外国人労働者の人権問題を提起するなど、先駆的な研究を行ってきた(ソル・ドンファン1996; 1999; 2002; 2003; 2004; 2005a; 2005b; 2007; 2010)。韓国における外国人労働者政策研究の主流は、外国人労働者政策の現状や問題点の分析および改善策の提示に重点を置くものであり(例えば、イム・ヒョンジンほか2000; 国家人権委員会2003; イ・ヘギョン2007; キム・ナ

ムイル 2007; キム・ナムギョン 2008; キム・ヨンラン 2008; パク・ギョンテ 2005; ユ・キルサンほか 2004; ユ・キルサン 2005; ユン・ソノほか 2005; チョン・ヨンピョンほか 2006; イ・ヘギョンほか 2006; イ・ジンヨンほか 2009 など)、外国人労働者政策が転換した背景について時系列に分析したものは、管見の限り見当たらない。そこで本稿では、韓国における外国人労働者政策の変化に着目し、90年代以降、韓国政府がどのような外国人労働者政策を打ち出してきたのか検討し、なぜそのような政策転換が起きたのか、その背景要因を考察する。韓国では近年、矢継ぎ早に外国人労働者政策を打ち出しており、その動向と背景要因を解明することは、日本の外国人労働者政策を考える上で資する点が大いと考えられる。

2. 外国人労働者増加の背景

現在の韓国は、非熟練外国人労働者の「受入国」となっているが、60年代～80年代中頃までは労働力を送り出す「送出国」であった。1965年に設置された韓国海外開発公社は、国内の労働力を海外へ送る国家機関として機能し、炭鉱労働者や看護師、非熟練労働者を旧西ドイツや中東諸国に送り出していた。

ところが、80年代後半以降、海外から韓国に出稼ぎ目的で入国する外国人が増加し、韓国内で不法就業する外国人労働者が急速に拡大していった。そのプル要因となったのは、国内の製造業を中心とする中小企業の人手不足から低賃金外国人労働者の需要が増したことにあるが、その直接的要因となったのは、外国人の韓国への入国が容易になったことである。まず、1984年11月、中国籍で韓国内に親族がいる朝鮮族に対して、6か月間の在留が可能な親族訪問ビザが発給されるようになった（1987年には在留期間は3カ月に短縮）ことが挙げられる。続いて、1991年に韓国と中国間の国交が正常化したことにより、親族がいない朝鮮族でも、観光ビザで入国することが容易になった。中国との経済格差から韓国での就業を望む朝鮮族は後を絶たず、親族訪問ビザ、あるいは観光ビザなどの短期ビザで入国した朝鮮族の一部は、そのまま不法滞在者として、建設業やサービス業に就業するようになった。朝鮮族の不法滞在者の増加に頭を抱えた韓国政府は、朝鮮族の流入を厳格に制限する方針へと転換し、1992年6月に、親族訪問ビザ発給対象者の年齢を60歳以上に制限した。さらに、1993年には観光目的のビザ発給の停止に踏み切った。

一方、1989年の韓国民の海外旅行自由化にともない相互ビザ免除協定締結国が拡大し、東南アジアや中央アジアの外国人も韓国への入国が容易になった。その結果、韓国は出稼ぎ労働者が簡単に入国して仕事を見つけられる「機会の国」になった（ソル・ドンファン 2007:132）。

東南アジアや中央アジアで労働力送出圧力が働いていることが、それらの地域から海外へ

の労働力移住がおきる前提条件となっているが、韓国がこうした外国人労働者をひきつける要因となったのは、第一に、韓国の経済発展により生じた、途上国との間の経済格差である。外国人労働者が韓国で就業した場合、月平均所得は、本国で得られる平均賃金の3倍～8倍になる。国別にみると、ベトナム約8.1倍、中国約7.0倍、インドネシア約4.6倍、フィリピン約3.4倍の所得増になるという（ソク・ヒョンホ／イ・ヘギョン 2003:82）。

第二は、雇用機会が豊富な新たな出稼ぎの地として韓国が「発見」されたことである。ヨーロッパ、アメリカはもとより日本への労働移住は諸々の規制から困難であり、中東での労働需要にも変動がみられることから、その他の地域で経済規模が大きく、就業できる確率の高い韓国が、新たな出稼ぎ地として脚光を浴びるようになった（イ・ヘギョン 2007:61）。1988年のソウルオリンピックで韓国の発展ぶりが広く知られるようになったことも、外国人労働者を呼び込む契機となった。つまり、取り締まりの厳しい日本よりは、次善の策として、相対的に入国がしやすく働き場所も見つけやすい¹⁾韓国へと、外国人労働者が流入するようになったとみられる。

このようにして、朝鮮族だけでなく、東南アジアや中央アジアから観光ビザで入国し、そのまま不法滞在者として就業する外国人が増加の一途を辿るようになった。

3. 産業研修制度の導入とその背景

「漢江の奇跡」といわれた急速な経済発展による製造業での労働力不足、1987年の民主化運動のうねりの中で起きた「労働者大闘争」を経て、労働者の賃金がうなぎ上りに上昇したことが要因となり、中小製造業や建設業では、低賃金で働く外国人労働者に対する需要が膨らんだ。当時の韓国政府は「海外の労働力輸入は不可」という否定的な立場であった（イ・ヘギョン 2007:226-227）。ところが、90年代以降、人手不足が深刻な業界を中心に「外国人労働者輸入不可避論」が強く主張されるようになった（『朝鮮日報』1991年12月10日）。これに対し、学界や労働組合側は、外国人労働者の受け入れは「時期尚早」として異議を唱えたが、人手不足に苦しむ中小企業からの要求を受容するため、政府は外国人労働力供給策として、1991年11月に「産業技術研修生制度」を導入した。同制度は、海外に投資している企業を対象に、海外の子会社で雇用した労働者に限り、最長で12カ月まで韓国内に滞在を許可するというものである。朝鮮族の不法滞在にたいしては、取り締まりを強化する一方、産業技術研修制度を導入することで、国内の労働力不足に対処しようとしたのである。

さらに、中小企業の人材難を解消するために、1993年12月には、海外への投資をしていない中小企業にまで対象を拡大した「産業研修制度」を導入した。これにより深刻な人手不足状況に陥っていた3K業種の中小企業には、外国人労働者を研修生として受け入れることが可能になった。産業研修制度の導入を境に、韓国はそれまでの労働送出国から受入国へと

転換した。

産業研修制度は実質的には、非熟練外国人労働者を合法的に確保するという性格の強いものであったが、非熟練外国人労働力は原則的に受け入れないという韓国政府の方針に基づき、外国人「労働者」ではなく、「研修生」という資格で入国が許可された。しかし、その実態は低賃金労働者として酷使される使い捨て労働にほかならなかった。

「研修生」の資格で入国した場合、「労働者」ではなく「研修生」という身分のため、労働基準法の一部条項しか適用されない等、労働関連法上の適切な保護を受けられなかった。産業研修制度導入後、ほどなくして研修手当に関するトラブルが多発し、受け入れ関連機関の不正などが問題となるようになる。また、外国人研修生に対する暴行、暴言、酷使といった人権侵害の実態が明るみに出るや、市民団体やマスメディアからは、産業研修制度の改善を求める声が高まるようになった。とりわけ、1995年にネパール人の研修生たちがソウルの明洞聖堂に籠城し、「殴らないでください。私たちは人間です、奴隷ではありません」と訴えたことは、産業研修制度の問題点を広く世間に知らしめることとなった。

産業研修制度の導入にともない、1994年からは、人数制限を課して中国の朝鮮族に対しても、研修生の資格で就業を認めた。ところが、研修生として入国した場合でも、作業場を離脱し、収入の高いサービス業や建設業に移動し不法滞在する者が増え続けた（イ・ヘギョンほか 2006:269）。朝鮮語を母語とする朝鮮族の場合、他の外国人労働者と異なり言語の制約がないため職を得やすいこと、朝鮮族間のネットワークが韓国社会内に網の目のようにはりめぐらされており、他業種への求職が容易であったことがその要因である。

産業研修制度の問題点は、マスメディアなどを通じて広く知られるようになったが、不法滞在者として就業する外国人労働者もまた、賃金未払い、中間搾取、労災や職業病への不適切な対応、不当解雇、暴行などの劣悪な労働条件や人権侵害にさらされていた。

こうした外国人労働者の苦境を目のあたりにして彼らに対する支援活動を行ったのは、主にキリスト教系の社会運動団体であった。外国人労働者に対する医療支援や法律相談、賃金未払いや産業災害の救済などの支援活動を行う団体が、1994～1997年にかけて数多く設立されている。この背景となったのは、民主化にともなう人権意識の高まりである。外国人労働者に対する人権侵害の実態が、国内外の人権擁護団体によって相次いで明らかにされるようになり、政府の外国人労働者をめぐる人権政策は厳しく問われることとなった。外国人労働者の人権問題は、市民運動の興隆とともに新しい社会運動領域として注目されるようになり、外国人労働者対策協議会などの運動団体が結成された。これらの団体は、「外国人労働者保護法」といった外国人労働者関連法の制定を政府に強く求めていくようになる。

4. 雇用許可制と就業管理制度の導入とその背景

韓国内の不法就業者数は、1993年の約5万5,000人規模から、97年には約14万8,000人、2000年には約18万9,000人へと急増している。合法的な滞在資格で入国した研修生7万8,994人のうち、3万5,016人（44%）が研修先企業を離脱し、不法就業者になっているため（2000年7月末現在²⁾、産業研修制度自体が、不法就業者の量産を助長するという構造的な問題が露呈していた。

1997年の通貨危機を経て、2000年以降、急速に景気が回復すると、不法就業者はさらに増加した。それにともない、研修生のみならず不法就業者に対する人権侵害の問題が海外のマスメディアや人権擁護団体によっても大きく取り上げられるようになり、当時の金大中政権の外国人労働者をめぐる人権政策は厳しく問われることとなった。2001年に独立機関として設立された「国家人権委員会」もまた、深刻化する外国人の人権問題に対し、労働者としての権利保障や、外国人労働者に対する差別の是正を政府に勧告した。

外国人労働者への支援活動を行う社会運動団体は、急増する不法滞在者の問題に対処し外国人労働者の人権を守るためには、これまでの産業研修制度を廃止し、非熟練外国人労働者を「研修生」ではなく「労働者」として雇用することを認め、外国人労働者に対する保護を強化するよう政府に強く求めた。

1995年に労働部が産業研修制度に代わる新しい制度的枠組みとして、「外国人労働者雇用許可制（以下、雇用許可制）」を提案したものの、産業界の反対により挫折していた。「雇用許可制」とは、国内労働者の確保が難しい産業に、非熟練外国人労働者を有期契約の正規労働者として、政府の管理下で受け入れるものである³⁾。

問題解決のためには、機能不全を起こしている当時の産業研修制度を廃止し、新たな制度を導入することが不可欠なことは明らかであった。外国人労働者政策にたいして、それまでのようなその場しのぎの対応から、抜本的な改革が迫られるようになった当時の金大中政権は、「雇用許可制」の導入を前提とする「外国人労働者雇用及び管理に関する法律」の制定を推進したが、使用者側の負担増を懸念する中小企業庁および中小企業協同組合中央会など産業界の強力な反対に直面し、法案提出を見送った。

実際に外国人労働者政策が大きく転換する契機となったのは、2003年の盧武鉉政権の誕生である。2002年の大統領選挙期間中、与党の大統領候補者であった盧武鉉は、「雇用許可制実施」を公約として掲げ、人権弁護士としての経歴から、外国人労働者の人権問題に格別の関心を示した。盧武鉉は、大統領に就任するとすぐさま「雇用許可制」を導入する方針を打ち出した。

2003年8月、「雇用許可制」について定めた「外国人労働者の雇用等に関する法律（外国人労働者雇用法）」が公布され、2004年8月から「雇用許可制」が実施されることになっ

た。

「雇用許可制」の導入により、外国人労働者の労働権が保障され、人権保護や社会保障面では大幅な処遇改善がなされた。しかし、3年以上の在留延長不可、就業期間中の家族の同伴・呼び寄せの禁止、就業可能な業種の制限などにみるように、「雇用許可制」は「短期循環」原則に基づき定住化を防ぐ制度となっており、移民の受け入れを意図したものではない。

1997年の通貨危機で未曾有の不況に陥った韓国では、危機的な経済状況から脱するためにさまざまな施策が採られた。その一環として、主に先進国に居住する「在外同胞⁴⁾」にたいし、韓国への投資や高技能労働者の誘致を主目的として、1999年9月に、韓国国内での経済活動に対する規制を緩和する内容の「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律（在外同胞法）」を制定した。

さらに、2002年12月に「就業管理制度」を導入し、在外同胞のうち中国朝鮮族や旧ソ連地域の高麗人といった韓国系外国人にたいし、6種のサービス業（飲食業・ビジネスサポートサービス・社会福祉サービス・清掃・看護・家政）で最長3年間の就業を許可した。これは、増え続ける朝鮮族や高麗人の不法在留や不法就業を減らすことが目的とされたが、実質的には、サービス業への就業を正式に認めるなど、人手不足が深刻な業種に低賃金労働力を補充することが政策意図であった。事実、その後、就業可能な業種は、2004年には建設業、2005年には製造業、農畜産業および沿岸漁業へと段階的に拡大されている。

2007年3月には、さらに韓国系外国人の就業を優遇する内容の「訪問就業制」が実施された。これにより満25歳以上の中国朝鮮族、旧ソ連地域の高麗人には、最長3年間の就業が可能な訪問就業ビザが発給されるようになった。従来の「就業管理制度」には業種制限があり、就業手続きも複雑であった。しかし、新たに導入された訪問就業ビザで入国した場合は、簡素な手続きのみで製造業、建設業、サービス流通業など32種の単純労働分野に就業できるようになった。つまり特定の韓国系外国人に対しては、就業可能な業種を拡大し、就業手続きを容易にするなど、より踏み込んだ形で門戸を開放した。

このように、「雇用許可制」とは別途に、韓国系外国人を対象とする非熟練外国人労働者の合法的な受け入れが拡大した。

「雇用許可制」および「訪問就業制」の実施により、韓国の外国人政策は大きく転換することになった。従来の原則である外国人の単純労働への就業禁止を改め、制限付きながら正式雇用への途を開き、非熟練外国人労働者を積極的に活用する方向へと舵を切ったのである。このように非熟練外国人労働者を、研修生ではなく正規の労働者として受け入れるという大転換がなされた。その背景にあるのは、中小企業の深刻な労働力不足に加え、予想外に急速な少子高齢化が進み、将来的にはさらに労働力不足が深刻化するであろうとの懸念が増

大したことである。

統計庁の「将来人口推計（2006年）」によると、韓国の総人口は2018年に4934万350人でピークに達し、総人口は2020年に4932万5689人、2030年に4863万4571人、2040年に4434万3017人、2050年に4234万2769人にまで減少すると予測されている。さらに、急速な高齢化と少子化現象により生産年齢人口の減少と年齢構成の変化がおきるが、それが生産性の低下や貯蓄および投資の減少を招き、潜在成長率は2005年の4～5%から2030年には2%まで下がり、国家競争力に大きな打撃を受けると憂慮されている。

その解決策の一つとして政府が提示したのが、国内労働市場の人手不足を補完するために合法的かつ選別的に労働力を供給する「雇用許可制」の導入と「訪問就業制」の導入である。

とりわけ、訪問就業ビザで就業している「韓国系外国人（中国朝鮮族や高麗人）」に対しては、家族招聘や永住権付与などのインセンティブを与え、外国人労働者が集中しがちな建設業から、働き手が不足する単純製造業や農林漁業、福祉分野への就業移動を図るなど、外国人労働市場のミスマッチを解消するために、外国人労働者政策を積極的に展開しようとしている⁵⁾。特に、急速な高齢化と女性の社会進出が進む中、ケア労働の需要は高まっており、2010年には、訪問就業ビザを取得していない場合でも、韓国系外国人に限り、家政婦、ベビーシッター、介護、福祉施設補助員など4種類のサービス業分野に就業することができるよう規制を緩和した。

1990年代初頭から、韓国系外国人を視野に入れた在外同胞を活用しようという主張はみられたが、政府は定住化を憂慮して、韓国系外国人に対する優遇策には消極的であった。ところが、2000年以降、製造業のみならず、建設業やサービス業の労働力不足やケア労働の需要拡大から、相対的に言語上の問題が少なく、社会統合のコストの低い朝鮮族などの韓国系外国人が、有用な人材として着目されるようになったのである。

5. おわりに

これまで韓国の外国人労働者政策は、いかに外国人労働者を受け入れ、国内の労働市場に供給するかという労働力需給システムが中心課題であり、外国人労働者の人権問題や統合政策は等閑視され、法的整備は放置された。しかし、2003年の「外国人労働者の雇用等に関する法律」制定とそれともなう「雇用許可制」の導入により、外国人労働者の権利保障は大幅に改善された。

韓国における外国人労働者政策の変化から明らかになったことは、政策転換をもたらした直接的要因となったのは、経済変動という経済学的要因であったことである。しかし、政策を推進する力となったのは、人権意識の高まりと、それを受容する政権（盧武鉉政権）が誕

生したことであったといえる。

2006年、韓国政府は大統領訓令として、外国人政策委員会を設置した。これは、国務総理を委員長として、関連省庁の大臣が外国人政策に対する審議を行う組織である。同委員会は、「外国人と共に生きる開かれた社会の実現」をビジョンとして、「外国人の人権尊重と社会統合」を政策目標として掲げている。これにより、外国人政策は、規制と統制の対象とされた従来の「管理」中心から「統合」へと方向転換がなされたといえる。さらに、政策の持続性が担保されるためには、根拠になる法が必要であるとして、2007年5月17日に「在韓外国人処遇基本法」が制定された。

日本では90年代後半以降、多文化共生が叫ばれ、外国人の定住化が進んでいるにもかかわらず、韓国のような社会統合を推進する基本法も、社会統合政策を所管する組織もない。そのような状況を考えると、韓国の外国人政策は短期間に急速に進展したようにみえる。韓国の外国人関連法は、外国人の韓国社会への統合と多文化共生のコンセンサス形成を目指すというビジョンが法制定の前提となっているが、その背景となったのは、外国人労働者の増加ではなく、国際結婚の急激な拡大⁶⁾により、「結婚移民者（韓国に居住する外国人配偶者）」とその子どもの韓国社会への不適応や家族間の葛藤、暴力や差別などの人権問題が大きな社会問題となったことである。そのため、人権擁護や社会適応支援の対象となる外国人は、主に国際結婚による移民者と韓国人配偶者との間に生まれた子ども、永住権者、難民認定者、国籍取得者となっており、一時滞在者にすぎない外国人労働者や不法滞在者は、事実上対象外となっている。

非熟練外国人労働者の合法的な受け入れに踏み切ったとはいえ、非熟練外国人労働者の定住化が進んでいるわけではない。韓国政府は、「移民政策（migration policy）」ではなく、「循環型政策（rotation policy）」を採っており、短期の労働力循環策として外国人労働者政策を推進してきたからである。

非熟練労働者の定住は想定外であるため、政府レベルでの外国人労働者に対する体系的な韓国語教育や文化適応教育などの社会統合サービスは提供されていない。ただ、労働部の補助金により、外国人労働者集住地域を中心に全国5か所に「外国人労働者支援センター」が設立されている（2009年現在）。同センターの位置づけは、雇用許可制により入国した非熟練外国人労働者の社会適応を支援する機関であり、韓国語講座やパソコン講座、各国語による相談窓口、シェルター運営を行うなど、「雇用許可制」の安定的運用のために、制限的に社会統合サービスを提供している。

不法滞在外国人労働者に対しては、人道的な見地から基本的人権を保障（緊急医療、児童教育権など）し、また、国内の民間団体などを通じて、相談窓口、労働災害などの労働相談のような社会福祉サービスがなされている（ソル・ドンフン 2010:34）。

その一方で、韓国人との国際結婚により韓国内に居住する外国人（結婚移民者）に対しては、2010年現在、全国に159カ所の多文化家族支援センターを設置し、韓国語教育や文化適応教育、子弟の韓国語教育支援、各種の技能研修や就業支援など、手厚い社会統合策が実施されている。

こうした措置は、政策目的により「選別的統合」が進められていることを示唆するものである。

しかしながら、2009年に「外国人労働者雇用関係法」が一部改正され、外国人労働者の滞在制限などが緩和された。これにより、非熟練外国人労働者の所定雇用年数である3年を経過後も、さらに最長2年間まで継続的に雇用できるようになった。また、訪問就業ビザ保有者に対して、事業主が再雇用を申請すれば2年間の延長が認められる。つまり、最長3年間であった就業期間がいずれも5年間に延長された。また、その前年の2008年には、入国管理法施行令改正により、雇用許可制等を通じて韓国内で5年以上就業し、所定の技能資格や平均賃金以上の収入を得ている者に対し、将来的に永住も可能な在留資格に変更できる制度が導入されている。これらの施策はこれまでの「循環」政策を一部修正したものであり、今後は外国人労働者の定住化が進む可能性がある。そうした変化にどう対処するのか。韓国は政策決定のスピードが速いだけに、今後どのような政策を打ち出していくのか注目される。

参考文献

- 移住労働者人権連帯（2005）「雇用許可制実態調査報告書」移住労働者人権連帯（韓国語）
- イ・ジンヨン／パク・ウ（2009）「在韓中国朝鮮族労働者集団の形成過程に関する研究」『韓国東アジア学会論叢』51号、韓国東アジア学会（韓国語）
- イ・ヘギョン／チョン・ギソン／ユ・ミョンギ／キム・ミンジョン（2006）「移住の女性化と超国家的家族」『韓国社会学』40（5）、韓国社会学会（韓国語）
- イ・ヘギョン（2007）「韓国的多文化主義の理論化」『移民政策と多文化主義』東アジア時代委員会（韓国語）
- イム・ヒョンジン／ソル・ドンフン（2000）「韓国の外国人力政策」『韓国社会科学』22（3）、ソウル大学校社会科学研究院（韓国語）
- オ・ギョンソクほか（2007）『韓国における多文化主義——現実と争点』ハンウルアカデミー、（韓国語）
- 呉学殊（2007）「韓国の外国人労働者政策の現状と課題」『世界の労働』57（10）
- 金東勲（2008）「韓国における移住労働者の法的地位と人権——雇用許可制度を中心に」

『研究紀要』(13)

- キム・ナムイル (2007) 「開かれた社会の具現のための外国人政策の方向」『韓国的多文化主義と理論化』韓国社会学会編 (韓国語)
- キム・ナムギョン (2008) 「韓国滞留外国人労働人力の管理体制の改善方案研究」『韓国東アジア論叢』13(1)、韓国東アジア学会 (韓国語)
- キム・ヨンラン (2008) 「韓国社会における移住労働者の社会文化的適応に関する研究」『談論』11(2)、韓国社会歴史学会 (韓国語)
- 国家人権委員会編 (2003) 『国内居住外国人労働者移動の人権実態調査』国家人権委員会 (韓国語)
- 白井京 (2007) 「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』(231)
- ソク・ヒョンホ/イ・ヘギョン (2003) 『外国人労働者の働き場所と生活』未来人力研究院 (韓国語)
- ソル・ドンフン (1996) 「外国人労働者の流入と政府の政策」『現場から未来を』15号、韓国労働政策研究所 (韓国語)
- 同 (1999) 『外国人労働者と韓国社会』ソウル大学出版部 (韓国語)
- 同 (2002) 「国内の在中国同胞労働者」『動向と展望』52号、韓国社会科学研究所 (韓国語)
- 同 (2003) 「韓国の外国人労働者制度改革——産業研修制度と雇用許可制度」『地域社会学』5(1)、地域社会学会 (韓国語)
- 同 (2004) 「韓国の中小企業の労働力不足の概念と測定」『韓国人口学』27(1)、韓国人口学会 (韓国語)
- 同 (2005a) 「韓国の移住労働者運動」ユン・スジョンほか編『我々の時代の少数者運動』イハク社 (韓国語)
- 同 (2005b) 「移住労働者の福祉の現況と展望」『社会福祉』164号、社会福祉学会 (韓国語)
- 同 (2007) 「外国人労働政策に関する韓国世論」西川潤・蕭新煌編『東アジアの社会運動と民主化』明石書店
- 同 (2010) 「高齢社会と移民政策」現代韓国研究センター国際シンポジウム「変動する韓国社会の争点——労働市場と高齢社会」論文集
- 宣元錫 (2002) 「韓国の単純労働技能外国人労働者受け入れ政策——制度・実態とその課題」デイスカッションペーパー No. 70、経済研究所、一橋大学、http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/14465/1/pie_dp70.pdf、2009年3月10日アクセス
- 同 (2009) 「韓国の「外国人基本法」と「統合政策」の展開」『法律時報』81(3)
- 同 (2010) 「マネジメント化する韓国の移民政策」www.iminseisaku.org/top/contents/

090516ms1s3.pdf、2010年9月5日アクセス

- 佐野孝治（2010）「外国人労働者政策における日本モデルから韓国モデルへの転換——韓国における雇用許可制の評価を中心に」『福島大学地域創造』22（1）
- 大統領諮問政策企画委員会編（2003）『外国人中長期政策方向』大統領諮問政策企画委員会
- チョン・ギスン（2003）「韓国における移住労働者の生活——過去、現在そして未来」『記憶と展望』第3号、民主化運動記念事業会（韓国語）
- チョン・ヨンピョン／ハン・スンジュ（2006）「少数者としての外国人労働者」『韓国行政研究』15（2）、韓国行政学会（韓国語）
- パク・ギョンテ（2005）「移住労働者を見る視点と移住労働者運動の性格」『経済と社会』67号、ハンウル社（韓国語）
- ユ・キルサン／イ・ギュヨン（2002）『外国人勤労者の雇用実態と政策課題（改正版）』韓国労働研究院（韓国語）
- ユ・キルサンほか（2004）『低熟練外国人労働市場分析』韓国労働研究院（韓国語）
- 同（2005）『外国人雇用許可制1年の評価及び今後の発展方向』労働部（韓国語）
- ユン・インジン（2008）「韓国的多文化主義の展開と特性」『韓国社会学』42（2）、韓国社会学学会（韓国語）

注

- 1) 急激な賃金上昇により中小企業の労働力不足が深刻化したところに加え、新都市住宅建設ブームが起き低賃金労働者の需要が拡大していたため、外国人でも仕事をしやすい状況にあった。
- 2) 日本労働研究機構「海外労働情報 韓国外国人労働者の実態と雇用許可制導入の動き」http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2000_11/kankokuP01.htm、2010年10月10日アクセス。
- 3) 「雇用許可制」は、ブローカーを排除するため、政府または政府が運営する公的機関が受け入れ業務を担当し、外国人労働者数と送出国別の人数の総枠については、各省庁の次官で構成される外国人労働者政策委員会が総量規制を行うものである。韓国人の就業機会が減ることがないように、毎年該当する産業の国内労働者の需給を勘案し、産業や職種、受け入れ数がコントロールされる。
- 4) 在外同胞は、175カ国に約664万人いるとされる（外交通商部『在外同胞現況』2005年）。在外同胞法では、在外同胞を「在外国民」と「外国国籍同胞」に区分している。「在外国民」は、大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者、または永住

する目的で外国に居住している者を指し、「外国国籍同胞」は、大韓民国の国籍を保有していた者で外国国籍を取得した者、および父母または祖父母の一方が大韓民国の国籍を保有していた者で、外国国籍を取得した者を指す。ただし、法務部長官が告示する不法滞留が多い国、つまり中国などの「外国籍同胞（朝鮮族）」に対しては、追加資料を提出し、これが認められた場合に在外同胞法の適用が受けられる。

- 5) 宣元錫「マネジメント化する韓国の移民政策」www.iminseisaku.org/top/contents/090516ms1s3.pdf、2010年9月5日アクセス。
- 6) 国際結婚件数は、2000年の11,605件から2009年には33,300件（全体婚姻数の11%）に急増している。

The Development and Background of Foreign Worker Policies in South Korea

HARUKI Ikumi

Abstract

The currency crisis in 1997 transformed foreign worker policies in South Korea. The government adopted a wide range of measures in order to escape from the unprecedented depression. The implementation of “the employment permit system for foreign workers” in 2004 and “the visiting employment system” in 2007 dramatically changed its stance on foreign worker policies in South Korea. Even though strict regulations were imposed on unskilled foreign workers, it was relaxed by opening the way for full-time positions with certain limitations. The considerable change in which Korea legitimately accepted unskilled foreign workers, not as trainees, occurred due to the severe deficiency of workers in small businesses, rapid decline in birthrate, and aging of society. Thus, there was an increasing concern for further labor shortage in the future.